

【参 考】国民健康保険の保険給付及び財源

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

被保険者の構成 (75歳未満の者)		保 険 給 付			財 源	
		医 療 給 付		その他 の給付	国庫負担金等	保険料 (税)
		療養の給付 (療養費)	高額療養費等			
70 歳 未 満 の 者	一般被保険者 (下記を除く 者)	0～未就学児 8割 就学児～69歳 7割	【高額療養費】 年収によるおおよその区分及び自己負担限度額 ①住民税非課税 35,400円 ②約370万円まで 57,600円 ③約770万円まで 80,100円+(医療費－267,000円)×1% ④約1,160万円まで 167,400円+(医療費－558,000円)×1% ⑤約1,160万円超 252,600円+(医療費－842,000円)×1% ※世帯合算、多数該当については負担軽減措置がある。 【高額介護合算療養費】(注2) 年収によるおおよその区分は上記に同じ。 自己負担限度額 ① 34万円 ② 60万円 ③ 67万円 ④ 141万円 ⑤ 212万円	出産育児一時金 葬祭費 (以上全市町実施) 結核(精神)医療付加金等(一部市町)	・国庫負担金 医療給付費の41% (国保組合は、定率補助32%(注3)、及び医療給付費等の15.4%以内) ・県調整交付金 医療給付費の9% 療養給付費交付金 (医療給付費－保険料)が支払基金から交付される。	各市町によって料(税)率が異なる。軽減額は一般会計から繰り入れる。
	退職被保険者等(注1) (被用者保険の退職者とその家族。65歳未満の者に限る)					
70 と 75 歳 未 満 の 者		8割(注4) (現役並み所得者は7割)	【高額療養費】 年収によるおおよその区分及び自己負担限度額 ①住民税非課税 入院24,600円 (特に所得の低い者15,000円) 外来8,000円 ②約370万円まで(注5) 入院57,600円 外来18,000円 (外来年間上限144,000円) ③約770万円まで 80,100円+(医療費－267,000円)×1% ④約1,160万円まで 167,400円+(医療費－558,000円)×1% ⑤約1,160万円超 252,600円+(医療費－842,000円)×1% ※世帯合算、多数該当については負担軽減措置がある。 【高額介護合算療養費】 年収によるおおよその区分は上記に同じ。 自己負担限度額 ① 31万円 (特に所得の低い者19万円) ② 56万円 ③ 67万円 ④ 141万円 ⑤ 212万円		・国庫負担金 医療給付費の41% (国保組合は、定率補助32%(注3)、及び医療給付費等の15.4%以内) ・県繰入金 医療給付費の9%	

- 注1 退職被保険者制度は、平成20年4月に廃止され、26年度まで経過措置が設けられていたが、期間の満了に伴い、退職者本人の新規適用は終了している。
- 2 「自己負担の合算額－自己負担限度額」が500円を超える場合に限り支給される。
- 3 所得水準の高い国保組合の国庫補助については、平成28年度から5年かけて段階的に見直され、定率補助については、所得水準に応じて13%から32%の補助率となる。なお、組合特定被保険者（新たに健康保険の適用除外承認を受けて国保組合の被保険者となる者等）については、13.0%
- 4 平成18年の医療制度改革により、20年4月から一般の給付割合を8割とすることとされていたが、20年4月から26年3月までの6年間、特例措置により9割に据え置かれていた。26年4月から「26年4月以降に新たに70歳になる者」は本来の給付割合である8割に変更することとされた（既に7割給付となっている現役並み所得者、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった者は除く。）。
- 5 現役並み所得者に該当する場合、後期高齢者医療制度の被保険者及び70歳以上の国民健康保険の被保険者の年間収入の合算額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。